

生駒市条例第46号

金鷲の杜倭苑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年12月26日

生駒市長 山下 真

金鷲の杜倭苑条例の一部を改正する条例

金鷲の杜倭苑条例（平成15年3月生駒市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「（中広間を除く。）」を削る。

別表中

「

大広間、中広間、プレイ ルーム、研修室	無料
------------------------	----

を  
」

「

大広間、中広間、プレイ ルーム、談話スペース、 研修室	1日につき1人200円。ただし、 中学生以下の者は、無料とする。
-----------------------------------	-------------------------------------

に改め、  
」

同表備考を次のように改める。

備考

- 1 プレイルーム及びプレイルームに設置されるカラオケセットの使用は、1日につき1回とし、その時間は、2時間を超えることができない。ただし、他に使用者がいなときは、この限りでない。
- 2 浴場を使用した者にあつては、無料で中広間及び談話スペースを使用することができる。
- 3 この表の使用料の額には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による

地方消費税に相当する額を含む。

附 則

この条例は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。